

## 第5回 鳥取市同和対策審議会 会議録

1. 日時：平成22年8月31日（火）午前9時30分～午前11時30分

2. 場所：鳥取市役所4階第3会議室

3. 出席者

会長：池原範雄

副会長：池本道子

委員：一盛真委員、池沢知一委員、加賀田さゆり委員、坂根政代委員、

薛幸夫委員、田中佳代子委員、林田廸子委員、松井満洲男委員、

森田孝明委員、浅井隆夫委員、徳本秀雄委員、今度珠美委員、

（欠席委員：高橋淳委員）

事務局：人権政策監、人権推進課長、人権推進課長補佐、人権推進課政策推進係主幹、

人権推進課同和対策係長、人権推進課啓発・相談係長、

4. 会議事項

・開会

・あいさつ

・審議

議題「鳥取市における部落差別をはじめあらゆる差別をなくする条例」の見直しについて

・事務局

では第5回の審議会を始めさせていただきたいと思います。会長よりあいさつをお願いします。

・会長

失礼いたします。皆さんおはようございます。

本日は前回皆さんからいただいた意見をまとめて、事務局の方が修正案を発表していただきます。また、C委員、あるいは、F委員さんの方から丁寧な資料をいただいている。まとめの段階に入りますので、皆さんからのお力添えいただきますようお願いします。さっそく議事に入らせていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

・事務局

それでは、資料の確認です。1枚もののレジメ。指摘していただきましたたき台の修正案。それからF委員さんから提出していただきました修正案。それからC委員さんから提出していただきました修正案。事務局の修正案とF委員さんの修正案、C委員さんの修正案を並べたものを本日お配りしておりますので、ご確認をお願いします。よろしいでしょうか。それでは以降の進行を会長さんの方でお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

・会長

それでは議事に入らせていただきます。事務局から、前回の意見をまとめた修正案の説明をお願いいたします。

## ・事務局

前回、たくさん、貴重なご意見をいただきまして、修正案を作成させていただきました。その内容につきまして、簡単に説明をさせていただきます。お手元にお配りしています、縦長のたたき台の修正案をご覧いただきたいと思います。事前に送付させていただいたものです。

まず、前文ですが、「すべての国民に・・・」ではなく、「すべての人間が・・・」から始まる文章にすべきというご意見に基づき、そのように修正しました。

また、「どういう人権課題を対象とするのか」という定義を設けるべきあるいは「部落問題という表現がなくなつて社会的身分、門地など難しい表現になつていて」、「差別と人権の問題の概念が違うのに一緒になつていて」、「差別の解消に努めてきたが、いまだに差別はなくなつてない」というのがくだりではないか。」というご意見に基づき、具体的な人権課題を記述することに修正いたしました。

また、前文の中に「人権に関する新たな課題」について、「具体的にどんな新たな課題なのか示すべきではないか。」というご意見がありましたので「社会状況の変化等により、インターネットにおける人権侵害など新たな課題も生じてきている。」と修正しました。

さらに、「このような社会は・・・」以降の文章について、重複する部分があるため、まとめさせていただきました。前文については以上です。

次に、第1条の目的についてですが、

「人権課題が何かということを前文に入れるかどうかを踏まえ、目的を精査すべき」というご意見に基づき、前文の方に具体的な人権課題を記述することとし、目的については「必要な事項を定めることにより、部落差別をはじめさまざまな人権課題解決への取組みを推進し、・・・」と目的をより明確にするように修正しました。

第2条の定義についてですが、

市民と市の使い分けについて、市の定義も規定すべきではというご意見がありましたが、参考までに申しますと、鳥取市自治基本条例では、「市」は「議会及び執行機関をいう。」と規定されていますが、本条例に改めて規定する必要性があるかどうかということで、今回は修正しておりません。

第3条の市の責務、第4条の市民の役割についてですが、

「市民の役割が市の責務より前に規定されているが、市行政が主体となるべき。」というご意見に基づきまして、「市の責務」の方を先に規定するよう修正しました。

第5条の人権施策の推進についてですが、

「さまざまな人権施策を推進するための行動計画あるいは実施計画を策定することを規定すべき。」というご意見がございましたが、現在の「鳥取市人権施策基本方針」には、同和問題をはじめさまざまな人権問題への取り組みが定められており、今回、条例第5条第2項に、人権施策の総合的な推進を図るために人権施策基本方針の策定を規定することで対応していきたいと考えているところです。

第7条の協議会についてですが、

「地方自治法に基づく規定が記載されていない。」というご意見に基づき、「地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、・・・」と修正しました。

また、「協議会の位置づけはどうなのか。どういう任務を持って何をやるのか。」というご意見がございました。協議会は、地方自治法の規定に基づき、条例の定めるところにより市の付属機関として設置するものであり、「人権尊重の社会づくりをすすめるための総合的な施策について協議するため」の機関として設置しようとするもので、第5条の「人権施策基本方針」を改定する場合などには、協議会の意見を聴くこととなると考えており、そのことを第2項に規定することとしました。さらに、第3項に「協議会は、人権尊重の社会づくりに関する事項に関し、市長に意見を述べることができる。」と追加修正しました。

また、「専門機関を置くのかどうか。」というご意見がございましたが、協議会で対応することとし、修正はしておりません。

最後に、第8条の協議会の委員についてですが、

公募による者が、現在の条例に規定されており、事務局のたたき台（案）への記述漏れでございましたので、修正してお詫び申し上げます。

以上、条例（案）たたき台の修正につきまして、提案させていただきました。

・会長

ありがとうございました。F委員さんご説明をお願いします。

・F委員

市のたたき台がありますね。この中に前回の意見がかなり取り入れられているなというのが私の感想ですが、この条例自身は何を目指すものかというのをはっきりさせた方がいいということで、今までの話をふまえると、差別の撤廃と人権尊重の社会づくりなのだということがありますので、これを明確に位置付けることが必要だということが、大事なこと。前文の一番最後の「私たち市民一人ひとりが互いの人権を認め。」というこの文章は、私自身はいらないのではないかなどと思っています。もっと簡潔にするという意味で。もう一つは、何を目指すかというと、市民と市が協力をして何かするというのは、方法論であって、目指すものというのは、差別の撤廃と人権尊重社会だということですので、前文はそれでいいのではないかということです。

目的のところで言いますと、目的は大変似たような趣旨ですが、簡素化しているということです。文章的にも簡素化しているところです。第2条に私は、市がたたき台で考えていることと併せて2つ目に、第2条の定義のところに市民の定義だけではなくて、先ほど申したように何を扱うのかというところで、ここに定義をしたらどうだろうかということで定義を入れました。この条例では、部落差別問題、人権問題、同和問題、女性の人権問題、障がいのある人の人権問題、子どもの人権問題、高齢者の人権問題、外国人の人権問題、病気に関わる人の人権問題、個人のプライバシーの保護、そのほかの人権問題等とし、「鳥取市人権施策基本方針」に定めてあるものとすると。実は鳥取市は平成19年10月に鳥取市人権施策基本方針というのを定めています。ここに書き出してあるものは、全てここに載っているものです。そのほかの人権問題という総合的なものもインターネットの問題であるとかさまざまな問題を定めております。こういった意味で何を取り扱うのかというところで、しっかりと定義をした方がいいのかなと思いまして、ここに提示を申し上げました。

第3条、市の責務はいいですね。第4条、市民の役割というところで、私は市民というのは、ここにおいて市内に在住する人であるとか定義のところにある事業者であるとか活動を行う団体ということで定めていますが、私はまた一市民というか一個人の人間と事業者や団体の責任性というのはまた違うところがあるのではないかというふうに思いまして、この2というところに市内で事業を営むもの、活動する団体等は部落差別をはじめあらゆる差別をなくし、人権尊重の社会づくり実現に向けて、職場での研修や啓発活動を行うよう努めるものとする。という項目を入れてはどうかということです。

第5条は、市がここで一番何が言いたかったかというと、まず第5条人権施策の推進というところで一番大きいことは何かというと部落差別をはじめあらゆる差別をなくし、人権尊重社会実現のため人権施策基本方針に基づいた人権施策を総合的かつ計画的に推進するよう努めなくてはならない。国、県、関係団体との連携を図りというのは、方法論ですから一番始めに何をするのかということを持ってきて、次に方法論とかを持ってきてというのがいいのではないかなどと思いました。もう一つは、計画の策定にあたっては実態調査等を行いその実態把握に努めるものとする。これは前回出していたと思いますが、計画策定にあたっては、具体的にどういう実態があつてどういう状態があるのかということをしっかりと把握しなければ、計画策定はできないというふうに思います。そういう意味でC委員からも実態調査は欠かしてはならないことではないかという意見がでおりましたので、そのへんを2ということで具体案ということで述べさせていただきました。3については、私自身は倉吉市等を参考にしながら3・4は考えたところですが、3は差別や人権侵害を惹起していることを踏まえ、人権侵害が惹起しているという現状を踏まえ、人権相談の体制を整え、差別

や人権侵害への被害の救済、問題解決に向けた取り組みの適切な助言・支援を行うものとする。被害者の救済というのは、なかなか難しい部分もあるかもしれませんけれど、やっぱりこれは必要だということを明記していくことによって、今後具体的にどんなかたちの救済が必要なのかということが出てくるし、具体化されると思いました。もう一つは、ただこの条例に謳ってある目的は、被害者の救済だけでは問題解決できませんので、そういう意味でいうと問題解決に向けた取り組みへの支援、助言も大事だということを挙げさせてもらいました。この条例に基づく施策等を効果的に推進するため、国、県及び関係団体との連携強化と施策の推進体制の充実に努めるものとする。これは現条例の中にもありましたので、今後も連携を取りながらやっていかないと人権問題、差別問題は解決しないということで今後も必要だということで、この第5条のところに言ったところです。

第6条は、ここは市と市民の協働だと思いますが、ここでいうと具体的に市民及び市はというのは、主語が2つあるんですね。市民も主語であり、市も主語です。でもこの条例は、市がどうしていくのかというところ。市の施策の基本を示すですから、私は「市は」ということで、主語は一つでいいと思っています。それで「市は市民意識の高揚を図るため、市民及び関係団体と協働して取り組みの促進に努めるものとする。」実は市民と協働と書いてありますが、関係団体等ということを入れておけば、もっとさまざまな分野の方々と連携をして一緒にやりますよということがきちんと実現できると思います。第7条の協議会です。1項目は一緒です。私自身は、この協議会は何をするのかということがありますので、1・2はだいたい同じような中身となっていますが、3に「専門部を設け、第1条の目的を達成するために差別事象等の分析、推進状況に関することなど、市長に意見を述べることができます。」と。実は男女共同参画のさまざまな取り組み等にしましても、審議会等を見ましても必ずこの推進状況をこの審議会が把握をして、市長に意見を述べができるというような実効性のあるものになっています。ただ単に市長が諮問された審議会ではなくて、市が求め定めた施策がどれだけ推進されているのかと。それでまた何かあればここに集まって協議できるよと。こういう協議するということで目的を達成できるのではないかということで、こういうふうにさせていただきました。第8条協議会の委員です。現条例は、委員が20人以内ということになっております。私はこの20人以内ということを採用しました。何かというと、今の人権施策基本方針に盛り込まれているさまざまな課題をやろうと思ったときに、さまざまな取り組みへ関わっている方などを視野に入れて、現条例の20人というのがいいのではないかと思ってそうしたところです。以上です。

・会長

ありがとうございました。併せてC委員さんの説明お願ひします。

・C委員

まず名称の関係なのですから、私は現在の名称でいいのではないかということを前提にはしておりますけれども、ただ、この差別や人権侵害を無くす目的にマッチした内容が担保されるということであれば、必ずしもこれに固執しないという方向でございます。

それから前文ですが、一つは憲法14条が差別の禁止を謳っていると思います。ですからこの差別の禁止というのはきっちと表現をしておきたいということで書いておりますし、それからこの差別は、今尚、現在も存在し、解決していないということは明確にしておきたい。それから議論になっていますけれど、いわゆる社会状況の変化に伴って、いろんな人権侵害が起きているということで、少しこれを曖昧にせずに虐待やインターネットによる多様な人権侵害があるということを、少し具体的に表現をした方がいいのではないかということです。それから第1条の目的ですけれど、人権尊重社会を作っていくうえでは、どんな課題があるのかということを目的の中に位置づけるということが非常に大事です。こういうふうに思って具体的な表現をしております。例えば病気に対するさまざまな偏見や人権侵害があると思うのですけれども、ただ私はハンセン病差別というのはきっちと位置づけておくことが必要ではないかということで、あえてこういうふうな表現をしております。それから第3条ですが、一つは市行政のあらゆる分野で人権に配慮するという、まず市行政の姿勢をきっちとここに位置付けておくということが必要ではないかなということと、併せてこ

の市民の人権侵害の啓発を図っていくということで表現しております。それからやはり4条、市民の責務というところなのですけれども、これも自ら差別あるいは差別を助長する行為をしないということと、併せて、差別を許さないという意見もやはり大事ではないかということで表現をしておりますし、市が行う人権擁護に関する施策には積極的に参加をするということも明確にしておいた方がいいのではないか。

私は第5条が一番大事だと思っており、この部落差別をはじめあらゆる差別の根本的な解決を図るために、社会福祉充実であるとか、産業の振興であるとか、職業の安定、教育文化の向上。こういうものも無視できない大事な条件ではないかということ。そして第2番目に具体的に課題の明記をして、それぞれの個別の問題ごとに解決のための総合的な基本方針を策定。併せてもう少し具体化した推進計画を策定すると。そして3番目としては、この個別問題ごとの基本方針を策定する場合には、実態調査を行う。実態が把握できなければ、適切な対応はできないということで、実態調査というのは不可欠な課題であるということで具体的に挙げております。それからこれはF委員と一緒にありますけれども、差別を許さない人権尊重の社会づくりの推進のためには、人権相談の窓口を設置する、差別や人権侵害による被害者の救済であるとか相談者の支援、当事者間の相互理解や自主的な解決への適切な助言等を行う体制を整えるものとする。ということで、ここでやはり取り組むべき課題をきっちり明記しておくことが必要だと思います。このたたき台では、人権施策基本方針を策定するものということになっていますけれども、人権施策基本方針は、より充実したものに策定されるのか、あるいは後退をしたものになっていくのかということは、今後に非常に重要な課題になってくるのですけれども、そのあたりは非常に過度な懸念が残される表現だと思いますので、やはり条例の方にしっかりと課題を位置づけていくということが必要ではないかなと思っています。

第7条ですけれども、これは私が勉強不足ですから、もし審議会というのが市長の諮問に応じて、審議をするというようなわざ受身の審議会ということであれば、いかがなものかと思います。F委員の意見の多様な課題に機敏に対応していくというものであれば、むしろこっちの方がいいのではないかということですから、これはこだわりませんけれども、そういう位置づけということです。

・会長

すいません。このようにまとめた修正案。では審議に入りたいと思います。

・I委員

ちょっとお尋ねしますけれども、この条例を諮問するまでのスケジュールを確認したいのですが。

・事務局

事務局が考えておりますのは、今の段階では、3月議会へ条例の提案することを考えております。それまでに、市民の皆さんからの意見を聞く市民政策コメント（以下パブリックコメント）の実施を考えております。それまでに方針をいただきたいと。それに間に合うようなスケジュールでお願いしたいなと思いますので、できましたら10月に答申をいただき、11月あるいは12月の市報でパブリックコメントを実施いたしまして、3月議会へ提案と考えています。

・会長

そのようなことでいいですか。

・F委員

当初、言われているよりも日程がかなりずれてきていると思うのですが、ずれてきているということでもこの審議会の中でとりあえず案として示すけれど、事務局からもあったように十分審議してもらいたいという意見もあります。私自身が例えば10月に答申であろうとも、11月にパブリックコメントであろうと、3月議会に提案しないといけないという意味がよくわからない部分もありますが、提案ですが、パブリックコメントをした後に、寄せられた意見を踏まえて審議会を開いて、答申とパブリックコメントを合わせるようもう1度検討をして出す必要があるのではないか。それが審議委員の本来の役割ではないかなという気がします。まず中間意見として出させてもらい、そしてパブリックコメントを経て、パブリックコメントを踏まえて、最終答申をするという方向が審議会としては責任を持ったやり方ではないかというふうに最近感じ

るのです。そういう方法が取れないものだろうかと考えました。それを思いましたのは何かと言いますと、今、国が第3次の男女共同参画の計画について、意見答申というパブリックコメントをやっています。しかしこのパブリックコメントの立て方は、中間意見ということになっています。そしてパブリックコメントを踏まえて、それを審議会でさらに練って、答申にいたるという方向なのですね。まさに民意を反映させることがありましたので、そういう方法は取れないものだろうかということで、それは私がいい意見だなと思いました、それを取り入れてはどうかと思いました。

もう一つは、実現できるかどうかという期間の問題もありますが、例えば私も一団体の委員ということで出ております。そして皆さんも、D委員さん、B委員さんも、大きな同推協の委員として出ておられるわけです。それぞれの団体が、どのような意見を持っているかということで、またここに民意を集中させるという意味で言うと、それぞれの団体に、今、このような内容で策定しようと思っているけれども、どういう意見を持っているかと聞く場所があつてもいいのではないかという気がします。それで倉吉市が条例改正をする時に、市民はパブリックコメントとして、それぞれの関係団体として自分たちも協力をするということで、やつたやり方で、それが前からH委員が言っておられたように、知らない人が多いというのではなくて、知らせていくという取り組みにもなりますので、そういう方向で取り組みができるのかなということを提案したいと思います。

・会長

そうしましたら、事務局の考え方についてご意見いただいたことについて、そのほかの委員の皆さんもどのように意見をお持ちなのかなど、またご意見をいただきたいと思います。

・D委員

参考までに人権施策基本方針を策定した最後に、中間答申というかたちでパブリックコメントをかけるという方向で、その後に改めて委員に集まってもらって、その意見はどういったものがあったかというのは、場面はなかったのです。だから最終になってしまって委員会としては、計画ができてみたら、ずいぶん文章が簡素化され、思っていた部分が抜けていたりということがあったので、できれば、いったん中間答申というかたちでやって、それをパブリックコメントをかけて、団体の意見というのは、なかなか難しいかもしれませんけれども、せめて審議会としてパブリックコメントに意見がどくなかたちで最終答申するかという場があつてもいいのではないかと感じます。

・J委員

時間的にどうかということが心配です。12月にパブリックコメントで、3月議会で提案することですね。もしパブリックコメントをいただいて、その意見を委員会で受けて、こことここを変えましょうかということになったときに、1回の委員会で終るのかということを考えますと、結論的にはかなり厳しいのかなと感じます。

・G委員

今の意見、F委員とC委員の意見を聞いてみると、やはり施策の基本となるものはどういうものかということで、ハンセン病が入ったり、在日の外国人の差別があつたりと、F委員さんの案にも入っていますし、定義の第2条。C委員さんは目的に入っています。市の案よりいいのではないかと賛同します。それからこの間、教育委員会が出します各学校に対する学校人権教育推進会議というものがあるのです。もう既にこれに則って、学校が授業を進めていると思います。どういうことがあるのかと言いますと全教科全領域、これは全部教科が入るのですね。人権教育をするのに。例えば環境問題とかでは理科でやっている。

・B委員

パブリックコメントを集めた後に、異なった意見等も出てくる。どのように市の方は扱われるのか。我々の審議会でもパブリックコメントの提案というのがあると思うのですけれども。

もし分からぬようだったら、やはりもう1回かけてそういう手段で調整する必要があるのではないかと思っています。

・ I 委員

やはり人権問題というのは非常に大事な問題だらうと思います。そういうのが始めのときにスケジュールにとらわれずに審議会の運営をお願いしたいということで、当初の頃に言った記憶があるのですけれども、あえて今、基準というのをお聞きしたところで、F 委員さんの方から「パブリックコメントの後の審議会委員は、基本的には関わっていないのは、どの審議会にあるのだろう。」ということで、本当にF 委員さんのいい提案だと思いました。その後、このパブリックコメントがあった後の市民の皆さんから意見があつたかというと審議会委員も知るべきだと思いますし、それをお聞きした上でもう少し審議会での議論がなされてしまるべきだということを私は思いましたので、スケジュールのこともあるうかと思いますけれども、審議会を開いていただくことによって、3月議会にという、そういう目標があるわけですから、基本的に我々がこういうことも必要ではないかと思いますけれども。

・ N 委員

私も同じです。

・ 会長

今後の動きについて、F 委員さんの方からご意見がありました。各委員さんのご了解、ご了承いただけますか。事務局の方で何か考えていますか。何かありますか。

・ 事務局

はい。審議会は建前として、審議会を設置して諮詢をし、そして答申をいただく。その答申を参考に市の施策を組む。審議会というのはそういう役割だと思っています。そういうことで審議会の答申というのを参考にさせていただきまして、市の方でいろいろ協議し、法制文書とか条例としての文言がありますので、いろいろな修正等を行って案を作りまして、その案を今度はパブリックコメントにかけることになると思います。その案については、必要な修正があれば、加えて最終案として議会にかけていくということになると思います。その最終案ができた段階でまた審議会を開いて、また意見をいただくのはなかなか難しいんだろうと思います。ただ、今どういうふうに進んでいるか、それからパブリックコメントでどのような意見が出てきたのか、それによってどのように修正されたかということについて、市のホームページ等で公表しますし、経過についても審議会に状況報告はさせていただかないといけないと思います。また審議会を開いて審議するというのは難しい。情報提供はさせていただくことはできると思っています。

・ 事務局

同和対策総合計画が現在の平成22年度までという計画になっていますので、そういうことで3月議会にかけて4月に施行という予定はしております。

・ C 委員

会長さん、審議会の役割や答申が、今、事務局から言われたように答申を一言一句違わず尊重しないといけないということではなくて、市長の判断でさつきD 委員さんの方からありましたように審議会がせっかく汗かいても、何だかふたを空けてみたら、かなり骨抜きにさせられていたという、そういう行政の都合のいい露払いを審議会がさせられるということでは、私は審議会の本質が問われますし、やはり権威も問われると思います。ですから審議会としては、やはりさまざまな意見を参考にしながら慎重に審議をして、世間の評価、批判に耐えられる答申を作っていく。あと市長がどこまで取り組むかどうかは今の制度上からいえば、我々の手の届かないところかもしれませんけれども、やはり答申を出すのは、それだけの責任を持って、あるいは権威を持って、私はやるべきだと思います。ですからスケジュールにただこだわってしまうということはいかがかな。

・ F 委員

今課長が言われた建前という言葉ですけど、その言葉はどこにかかるのかと思いながら聞いていたのですけれども、ちょっとよくわかりませんね。それで私自身は今の意見は今までのやり方だという説明だと思います。「今までのやり方を、少し変えてみませんか？」というのが今の提案なので、この辺はもっと協議を

して、できるできないということではなくて、今、私たちがやろうとしているのは、ただ単に答申を出すだけではなくて、その答申が市民のもっと生きものになるように、この問題に興味を持ってもらうためには、もっとどうしたらしいのだろうかというところで、そういうところをこれから広げていこうということなので、やり方の提案なので、その辺は今までのやり方が良い悪いではなくて、今変えていこうという方法なので、このへんは検討願いたいと思います。

・D委員

重ねて、人権施策基本方針の策定委員会最終を開いてから、パブリックコメントにかけるまでに相当時間がかかった。あるいはそれが目の目を見るまでに、当時の課長さんも替わられたこともあって、私はどうなっているのかと思って再三尋ねたところ、最終の案を郵送してこられましたけれども、修正の経過がわかりませんでした。策定委員会だったからあまり重みがなかったかもしれませんけれども、審議会に諮問し答申ということになると、先ほど言ったように一次答申、最終答申となるようにして、それを執行部としては、どういうふうにパブリックコメントの結果を反映させるのか、させないのか。そういうのを併せて少なくとも審議会の委員に理解をしてもらっておく、この案の中にもありますけれども、それが実態調査とか実態把握に繋がっていくのではないか。市民の意見なや気持ちがどうかということを含めて、だからこれからはそのようにされたらしいのではないかですか。

・会長

答申内容にパブリックコメントが生かされるために今の進め方を見直していかないといけないというご意見が強いと思います。

・M委員

先ほどのF委員さんのご意見の中にも出てきましたけれども、要するに、偏見差別事象が生じた場合にどういう方向で持っていくのか、手をさしのべるかというところまで審議会はタッチできるのかできないのか。市側の案の中には具体的なものはなかったと記憶していますけれども、できることなら先ほどありましたように、こういう問題が人権侵害にあたるのかということを全部知つておられる市民ばかりではないと私は思つて見ています。いろんな話し合いをする中で、あの人は変なことを言つてはいるということは多々あるのですね。そういうイメージでもやはり全市民が本当に、何がどういう言葉を言つたら、どういう人たちの侵害にあたるのかということをまず知つてもらうということが大事だと思うのですけれども、どこまで審議会がタッチできるのかできないのかということですね。先ほどの課長さんのお話を伺つた範囲でやっぱり協議するだけで、あとはタッチできないというような感じに受け止めれるのですけれども、私の感じは間違っていますでしょうか。

・D委員

スケジュールの話を決めてしまいましょう。手順の話は・・・。

・会長

今の問題は決めないといけない問題ですけれども、今後の問題でございますので、これは検討をするというかたちにして、まず始めに修正案が出されていますので、この検討していただいて、その後で、今の問題も併せて協議をしたいと思いますので、時間的にも制約がございますので、審議の修正案に対するお二方の審議もございますけれども、一つご了解いただけませんか。

・F委員

今の会長さんの進め方でいうと、今日だけでたたき台を決めて、今日だけで決めるということではありませんよね。だったら次回ということになりますよね。では次回の時にこのスケジュールを含めて、やり方も含めて、今後、検討するという方向性ということでいいのですか。

・事務局

まず各委員さんが各地域、各団体の代表者として出でていただいていると、私どもは理解をしていますので、改めて各団体の意見を求められるような日程というようにF委員さんは言っておられるように思ったので

すけれども、それは随時、各団体にこれはフィードバックしていただいていると、事務局としては理解をしています。ただ今回は5回目で、ある程度たき台が目に見えてきたので、持ち帰っていただいて、各団体で話をしていただくことは可能だと思っています。ただ、これを踏まえて、スケジュール的にスピードアップをしながら、やはり審議会も精度を高めるうえでも、市民の意見も聞きながら進めたらどうだろうかということで、今までのやり方がどうかということではなく、パブリックコメントにかけるスタンスというのは、ある程度、コンプリートされてできあがったものを市民の中に提示すると理解していますので、やはり答申いただいたものをパブリックにかけて、それをさらに執行部で、大きくものが変わるとか、真意が伝わらないとか、全くひっくり返るということになるのであれば、改めて審議会の皆さんのが可能だと思いますけれども、ある程度の言葉の感じで、スタンスが変わらないのであれば、現段階では、ぜひ皆さんにご意見をいただいて、スタンス的には10月という感じでいかしていただけたらと思っています。

F委員さんがおっしゃるようにいったん中間答申をいただいて、パブリックコメントをかけて、また意見をもらうということになると、それはどこの時点が審議会の意見として、これを答申していただのかということになるのだろうかと。元々審議会の委員というのは、各代表であり、各責任者であり、だからそのために意見をいただいていると理解をしています。

#### ・F委員

わかりましたが、これは事務局の希望はということで、押し付けではないということを確認していただきたいと思います。それと各団体で出ているからこそ、より私たちが代表として取り組んでいるわけです。わかりますか。それはやはり各団体で理解をしていますということと、こういうことをきちんと把握していくだくというのは、違います。

それともう一つは、言わせていただくと審議会委員で中間答申をするということで、曖昧なものをだそうと、責任性のないものを出そうと思いません。責任性のあるもの出すけれど、よりそれを反映させるという意味で、もう一度最終答申を出したらどうかというのが今の審議会委員の意見だということです。ではいつ答申を出すのだということは、スケジュールを組めばきちんと出てくると思っています。以上です。

#### ・J委員

申し訳ありません。これから大事な検討に入っていかないといけないのですけれども、私の事情でこれから仕事に行かなければいけないので、意見だけ言って帰るのは本当に申し訳ないですけれども。二点だけ。F委員さんとC委員さんの素晴らしいまとめておられるご意見について、話をさせてください。これまでの審議委員会の内容を踏まえて、本当に胸を打たれる思いで説明を伺っていたのですけれども、私のご意見をしあげさせていただけるのであれば、第6条の市民と市との協働というところで、F委員のご意見は主語を「市は」というふうに言つていらっしゃるのですけれども。主語が二重になるのでということだったのですけれども、市民と市との協働という項目であるのであれば、やはり市民側からも協働して取り組みの促進を深めるということがいいのではないかなどと思うので、ここにはやはり「市と市民が」というふうに市民も市も含まれるような表現にしたらどうだろうかというふうに思いました。あともう一点、C委員のご意見ですけれども、非常に細やかにさまざまな立場の方を取り込んでいらっしゃると思ったのですけれども、病気にかかわる人権問題のところで、ハンセン病と特定の病名を出されておりました。例えばエイズにおいて、未だに間違った知識によって日常差別を受けるような大きなものがあります。そういうことも考えますと、病名を条例にのせるというのは、病気にかかわる人の人権問題という点でさまざまな病気と表した方がいいのではないかなどというふうに感じました。皆様より先にご意見をしあげて大変失礼いたしました。

#### ・G委員

前に小学校とか中学校の人権教育はどんなものだろうということは、しっかりと見ていないとわからないと思うのですが、例えば中学校はアイヌのこと。それから沖縄の戦争のこと。大変いろんなことが出ています。人権侵害のことで。それと小学校では、いじめに対する対応するものさしが出ています。それでチェックしてAが4点とかBが3点とかという具合に評価をするようにやっているわけです。ということは、我々

は非常に鳥取市の小学校、中学校に対する人権教育は、どこまで進んでいるかというのは、私自身も認識がありませんでした。ここを読んでみると、もう既にこれまでに条例に出しているものを本にして出している。これは文科省が実施してそれから降りているものですが、大事なことは、人権の尊重される世の中をつくるということ。もう一つは、これは人権文化を創造していくということ。さまざまな中学校に和太鼓、能とかずっとずっと引き継がれてですね。そしてこういう文化が同和地区にどんどん人間のすばらしさというものを作り上げてきたというのを学ばないといけないと書いてあるんです。会議をやっても意味がないのですよ。そういうことを考えますと、ただ人権を尊重する社会、そういう物を作るのが目的ではない。大事なことは今大阪でも奈良でもそうですが、人権のまちづくりというのは、標題ですが、その中に必ず人権文化の創造、それから差別の大きな問題がある。これを条例の中にどこかに具体的に、そういうことも考えて。ただ単に人権の尊重文化をそういうものを作るというのではなくて、差別的なことではなくて、大事なことはもっと創造すること。もっと作っていくこと。これがなかったら人権社会は成り立たないということ。

・会長

ありがとうございました。それでは協議に入らせていただきますが、まず前文のところでございますけれども、お二方のご意見も踏まえながらお願いしたいと思います。目指す方向が明確に示されなければならぬと思いますが、いかがでしょうか。

・I委員

この前文の中にF委員さんとC委員さんの世界人権宣言。それから日本国憲法をはずすことはできないと思いますので、ここのところを事務局の皆さんにお願いしたいと思います。内容としてはそんなに大差はないのですけれども、やはりここは世界人権宣言、日本国憲法、こういうものをきっちりと明記しないといけないと思います。

・N委員

事務局からいただいたたたき台を見させていただきたいと思ったのですけれども、よく考えましたら、F委員が書いておられるように世界人権宣言は、私たちは知っていても、一般の市民の方が知らない部分だと思うので、世界人権宣言とか日本国憲法がこれを謳っていることを明記にした方が経緯がわかりやすいと思いました。

・E委員

冒頭の議論に返るかもしれません、それも含めて、私は、在日は皆さんと違って、刺身のつまだと思っています。皆さんは関係諸団体の代表だということで出られるわけですけれども、最終的にこの条例が決定されるのは、議会ですが、そこに参加できていないのが在日です。外国人の中でも概念が違うと思っています。手っ取り早く言えることは、今の話に出てきましたけれども、世界人権宣言で言われているような人権の枠内で捉えないと。なぜかといえば私がここにいる位置づけも成されないだろう、なぜかというと日本国憲法の理念に庇護されていません。この中で私だけだと思います。外国人だからということになるでしょうけれども、それほかにも言いたいことはたくさんあるのですけれども、言うと1時間ぐらいかかります。F委員の前文、この文章には賛同できます。以上です。

・C委員

たたき台のところの前文に個別の問題が表記してあるのですけれども、やはりこの個別の問題は、目的とか具体的な施策のところに入れていただいて、前文はこっちに回してもらった方がいいのではないか。なにか竜頭蛇尾のようで、頭はいいのですけれども、後ろになってくると、説明などを読んでいます这样一个ことも含まれているのだなとかそういうこともありますけれども、説明なしでそのまま読むと、極めて抽象的で、具体的なものがないなという感じがしますので、目的でこのあたりをしっかりと個別の課題を位置付けてもらってということがいいのではないかなど。

・G委員

課題ということはわかるのですけれども、課題というのは人権問題の課題。ところが同和問題では小学校などで話を聞きますと課題ではなくて問題なんですね。同和問題は問題。問題として提示している。子どもたちがその問題に対しているいろいろ。課題というともう少し広い立場で。もう既に混乱しているような気がしますね。

・会長

解決が求められている問題が課題です。そういうことで私は理解していますけれども。

・G委員

問題と課題の違いというかそれを整理しておかないと、とらえ方が難しい。

・会長

前文に関してございませんか。

・D委員

前文というのは、あんまり具体的な個別のことではなくして、簡潔にしかも今言っておられるように、世界人権宣言なり日本国憲法なり根拠になるところを謳って、簡潔にした方がいいと思います。

・H委員

差別落書きという文言が出ていますけれども、いったいいつ起きたものですか。教えていただけますか。

・F委員

この4月ですね。JR鳥取駅の男性トイレでありましたし、6月にはシャミネ鳥取の掲示板の指名手配のポスターに差別落書きがありました。

・会長

ありがとうございました。そうしましたら前文の方は今言っていただきました皆さんのご意見をまた修正を加えていただけますかね。次回の会のそれまでに、でき上がったものをご覧いただけたらと思います。では次にいかせていただきます。今度は目的です。何かありますか。目的は簡潔にはできないと思うのですが。

・事務局

個別の課題を目的の方にという意見があったのですけれども、これについてはどういうふうに整理させていただいたらいいでしょうか。

修正案は中に入れているのですけれども、それを目的の方に入れたらいいのではないかという意見があったので。

・会長

個別の課題・問題というのは、どっちとしても目的と前文の中でどのように入れたらいいのか。

・F委員

今の意見は、例えば私は具体的な個別の課題については、定義に入れていると。C委員は目的のところに入れられていると。そうしたらそれらをどうしたらいいのだろうかというのが前文から外したところで目的に入れるのか定義に入れるのかという質問ではないかと思いましたが、そういう意味合いでしょうか。今の説明で。まずそこを決めてから、具体的に意見を目的にどういうことを掲げるのかを話をしてもらった方がいいという提案ですね。事務局の方の意見ですね。

・会長

そのことについてはいかがですか。

・I委員

個別の問題については、目的の中はシンプルにして、そして、その次の定義のところですよね。定義のところでF委員の提案は、差別問題、人権問題ということで、ここに挙げられます。ここで挙げていけばいいのではないかなど思います。ただこのところでこの条例において掲げる差別、人権問題とはという表現を知つもらわないといけないということで、そういうことできまざまな具体的な差別が定義されるのではないかと思いますが、いかがでしょうか。

・M委員

私は第5条の「人権施策の推進」のところで、この問題はこういうふうにすべきと具体的にまとめたらこの部分がぐちやぐちやになりますけれども。これの方がわかりやすいのではないでしょか。

・I委員

「人権施策の推進」というのは、人権施策基本方針の中に入ってくると思うので、説明を揚げる必要がないと思うのです。定義のところもいいと思う。

・H委員

具体的な提案とかなくて申し訳ないのですけれども、部落差別をなくす経過から学ぶという、少数で弱い立場の人たちが今まで努力されて、同対審、特措法は国民の協力があって、何十年経って、改定に向っていったと思うので、やはりそれは大事なことで、力のない者が権利の実現を求めて、努力してそれを解決していくというそういうものを鳥取市の市民の間に強くひくということこそが条例の一番大事な根本だと思うのです。本当にひどい話だと思いますが、ただその落書きを見て市民がどう思うかなと。今。こんなひどいことをやっているという方が多いのではないかと思うのです。どういう状況になつたら部落差別がなくなっている状態ということをもっとこの場で議論してほしかったなと思うのですけれども。やはり部落差別は許されないと。そういうものの存在はいけないというふうな意識・実態がだんだんと増えてきています。今最後の状態になってきています。例えば今若い人たちの身の回りには、部落差別は多分、たぶんですからお叱りを受けるかもしれません、そういう状況ですからそんなにショッちゅう変わるものでもないですから、この中でも6年ですから、ほとんど知るものがないということで、それが基本になっていろんなことに取り組むわけですけれども、今回の条例というのは、もっと市民の間にきちんと自分たちの作った条例だと。したがって自分たちに責任があると。人権問題に対しても人ごとではないと。そういうことを表現するようなものであってほしいと期待するのですけれども、具体的に少数で例えば、学校のいじめもそうです。本当に先ほど言わされたように1人の子を学級全員でいじめるということに問題があるわけです。条例もそうですけれども、やはりそういうものを理解してわかって、そこから学んで自分たちの権利、享受していくとそういうものこそが新たなことで事件に対しても対応できるということにもなるのではないかと。具体的なことではなくて申し訳ないのですけれども。

・F委員

H委員は何をもって最後と言われたのかはわかりませんか。私はH委員さんの判断とまた違いますから。ただ歴史的にみれば、差別は解消という方向に向つていかなければならぬし、向かっていると思います。でもそれは振り戻しがあるわけです。どの差別の問題でもそうです。振り戻しがあり、「それがいかにおかしいことだよ。」というのを掲げるのが条例ですから、怒っていくというのはまた別の問題だと思っていまますので、できればH委員も具体的に提案をしていただいた方がいいと思います。

・H委員

具体的に、前回のたたき台では、なかつた部落差別をはじめとするという部分を皆さんのお見によって、事務局側が書き換えたのだと思います。人権問題というと本当に部落問題、部落差別。確かにそういう時代もあつたし、確かにそうでした。しかし、これから時代を考えいくと、この条例がこれから10年生きてくるとして、この部落差別というのは、確かにF委員さんの立場では、社会の歴史を見れば、人権問題については、だんだん解決をされていくそういうことがあるのですけれども、だから人権の意識も出てきました。確かに振り戻しもあると思います。

果たしてこの条例の中に部落差別という文言を残すというのは本当にいいのか。今は私も残した方がいいのかなと思つたりするのですけれども、これから先のことを考えると、むしろ無くしておいた方がいいのではないかというふうにも思っています。

・I委員

むしろ入れなくてはならないと思います。

・会長

事務局の方の修正案。それから2人の委員さんの述べておられること。両方とも大きな違いはないと思うのですよ。この目的というのは、簡潔にした方がいいと思いますし、それから個別の問題のハンセン病なんかとかほかの難病に関わることもいろいろ出てきますので、ハンセン病は昭和8年に遺伝病ではないと、伝染病の一つであって、個別の名前は出さない方がいいのではないか。できればここは大まかにそういうことを踏まえた内容を入れた他の表現の方がいいと思うのですけれども、どうでしょう。皆さん。

・D委員

目的のところは簡潔に言って、次の第2条の定義と第5条の中にさまざまな案とか目的に賛成ですし、ただこの鳥取市人権施策基本方針に定めてある、これは基本方針ありきでなく。条例によって、そう言う基本方針を定めるといった方が、だから第5条のところももうすぐやる言い方になっていますけれども、この条例によって具体的な先ほどから出ている病気のことであるとかいろんなことを基本方針の中に言っておりますので、それは例えば第2条の定義のところの第2項。こここのところは定めてあるのではなくて、定めるものとするとか、それから5条のところによって、この施策を推進するために、この条例に基づいて、人権施策基本方針を定めるなどというふうな言い方にして、その中に大まかには2条2項で問題をいろいろと挙げてありますけれども、基本方針の中でも、もっと具体的に何をどうするということが言ってありますので、十分とは言いませんけれども、この条例に基づいて、基本方針を定めるという方向でいいのではないかなど。何によって基本方針を作ったか忘れましたけれども、根拠が確かではないというふうに思うのです。ですから条例を根拠にして、基本方針を定めると。したがって基本方針の見直しも必要でありましょうし、そういうことに繋がっていくべきではないかなというふうに感じます。

・A委員

構造的にどう作られているかですが、前文はこれまであった差別問題はどこまで具体的なものを挙げるのかということは、ちょっと躊躇するところがあります。何を挙げるのかということで悩みますけれども、また新たな、これまであった差別がより助長されるような社会状況である危機感を謳つておく必要があるのではないかなと思います。だから僕はここで具体的な差別の問題、個別の問題を明示するのにこだわるのではなくて、差別がこれまであり、これまで格闘してきたけれども、また新たな差別、またはこれまでの差別がまだ緊張感を持って対応する必要性があるので、この前文を出す必要があると。そこでは先ほど言われている世界人権宣言を明示して、目的に關しましては、簡潔の方がいいのではないかなと思っています。ハンセン病に対しても、難病の人たちのいろんな思いもありますよね。やはりこれは病気というふうにした方がハンセン病の問題も含めて、違いもあるので、なかなかこれを全部書くのは難しいので、ハンセン病は病気でいく。定義のところで対象となる市民。F委員さんの案を使った方がいいのかなと。鳥取市の人権施策基本方針については、どっちが重要かということですね。ですから条例を上位として基本方針に隨時定めていく。市長によって定めていく。これに基づいて施策を決めていくということで、構造的にいいのではないかなと思っています。5条については、あまり個別の問題をいっぱい書きこむことはないのではないかなと。これは条文に過ぎませんので、条文よりこちらの基本方針に明確に個別課題を書き、ですから隨時状況に応じて検討できるということをこの条文の中に、という構造で。

・E委員

F委員さんの定義の部分ですけれども、この定義の中に外国人の人権問題というかたちで在日問題をぼかしてほしくない。在日問題という項目を別に入れてほしいと思います。

在日問題と明確に分けていますから外国人問題。外国人と括ってしまうと意識性というか歴史性が飛んでしまうので。

・A委員

国の法律が明確にわけてあるので、そのようにすることは前進だと思う。

・会長

ありがとうございます。その他ございませんか。3条4条5条すべて、言っていただきたいと思います。直接聞きたい、あるいは疑問に思うことがありましたら遠慮なく言っていただきたいと思います。

・事務局

2条の定義のF委員さんの案の方で、この条例で取り扱う差別問題、人権問題とあるのですが、これは条例で取り扱うというのは、限定しているような感じがしていますので、定義としては、この条例において「市民とは」と同列で、「人権問題とは」というのはどうか。

・F委員

文言は変えていただいたらしいです。

・事務局

人権問題の定義という意味合いでです。

・F委員

これは人権問題だけではないですよ。差別撤廃と人権尊重における差別問題、人権問題ということで私はあえて入れているのです。

・事務局

差別というのは、人権侵害の一つのほかの虐待とかマスメディアの侵害とかいろいろなことの中の一つの差別。人権侵害の中の一つという取り扱いなので、なおかつ狭めでいうようなイメージを持ったものですから。もう少し広く人権侵害といったようなことが必要では。人権侵害の中の一つが、前回J委員さんがおっしゃったのですけれども、「差別というのは人権侵害の一つだ。」と。

・A委員

今回は人権問題という中で含まれる差別の問題を明記するというそこの趣旨を外さなければいいのかなと。差別と人権を並べたときの関係性がちょっと見えにくくなるとよけい差別も人権も両方埋まってしまうような気がしています。

・F委員

趣旨が分かっていただいたら、表現方法を変えていただいたらしいです。先ほどA委員さんが言われたように人権問題の中には部落差別問題が入っているということが大切なことだと思います。

・C委員

ただこの議論の中で、議論に参画している者は人権の中に差別問題も含まれるということは、それは理解されると思うのですけれども、この議論に参画していない者が見た場合にやはり少し抽象的になって、やはり差別と人権というのは、たいして大きい事ではないよという議論が出てくる可能性がある。そのあたりは懸念をします。やはり少し丁寧にしておいた方がいいのではないかなどというような気がします。

・会長

確かに言えますね。

・A委員

ですから要するに前文に人権が尊重されない社会は多様な差別を生み出すと。そうしたら人権ということを基本にして差別問題をきちんと点検する社会。これならできる。

・事務局

今のA委員さんの意見ですが、そういう意味合いも込めまして、虐待、差別、人権侵害という意味で今日でもなお生命・身体の安全にかかる事象これが虐待の意味ですし。それから先ほどの人権課題とその他の人権侵害が存在しますということで人権侵害をくくっているわけです。前文をこれでまとめてはどうでしょうか。

・G委員

これから差別は絶対してはいけないというものを条例の中にしっかりと、差別という言葉を全面的に出し

ていつて、きちっとした条文の中で言って、あとは基本方針でまたやることが大事だということを思っています。この鳥取市の人権教育基本方針。これも学校で使っているのですが、同じことが出てくるわけですね。基本方針も。ただ、言葉が子どもの問題になっていますので、子どもの侵害ということではなくて、やわらかい言葉で書いてあるわけなのですよ。そういうことで子ども、高齢者、外国人、病気にかかわる人たち、より優しい言葉で施策の方の基本方針。

・I委員

今2条の定義のところの2のところです。差別問題、人権問題のところですが、この条文に目を通してみると差別問題、人権問題という文言は載っていないです。差別と人権という言葉は文章に出てきているのですけれども、そうすると定義のところは、内容については、異論はないのですけれども、この条例に掲げる市民とはというようにこの条例に掲げる差別、人権とはというように持っていた方がいいのではないかなと思います。差別問題、人権問題というのが条例の文章の中には一つの表現だと思う。

・F委員

今の文言ですけれども、第2条の定義に基本的に私が今提案したことは入れるという方向で、具体的な文言の問題であるとか表現の仕方を次回検討するという方向でよろしいでしょうか。

・会長

文言の問題については、事務局の方で。

・F委員

D委員さんが言われたように、基本方針の件は。

・会長

入れるという事で。

・L委員

F委員さんに伺いたいのですが、第4条の第2項のところに「市内で事業を営むもの」定義してありますけれども、これはどこからですか。

・F委員

市の定義のところに、第2条のたたき台の定義のところにこの条例において市民とは市内に在住する人、市内で働く、もしくは学ぶ人、または市内において事業もしくは活動を行う団体をいうと書いてあります。私は一個人の市民とやはり団体や事業者というのは、またちょっと違うと思うのですよ。それで、2項を設けました。

・会長

事務局に尋ねます。市民と団体。私もここがよく分からないのですけれども。

・事務局

市民とはという定義を設けたのは、事業者もいったんは含まれるのだということで、定義としているわけとして、改めて2項を作つて事業があるとかそういう内容も必要かなと思っています。

・会長

市民というのは団体というものを指すものではなくて、市の住民というのは、一人の市民という意味合いでですね。

・事務局

第2条の定義では、市民とはというところで個人の事業者も団体もそういう、みんなここでは市民というのですよと定めています。

・会長

分かりました。そういう捉え方をこれからはしていただきたいということです。

・F委員

ただ私自身はこれ一つだけでは弱いと思っていますので、このたたき台にチェックを入れていただきたい

と思います。時間がないと思いますので、次回のときに第4条をどうするかということを議論していただければと思います。

・会長

事務局いいですか。そういう方向にさせていただいても。

・事務局

はい。

・会長

では次にいきます全部を含めて、皆さんのご意見をいただきたいと思うのですが。

・F委員

当たり前のことだと思っていたので列記をしなかったのですが、C委員さんの方を見ながら「総合的な基本方針と推進計画を策定するものとする」ということを私は2の前にもってこないとと思っていたのにもう計画を策定するのはあたりまえだと考えていたので、私はこれはぜひ列記しなければならない項目だと思っています。

・C委員

解釈でどうにでもなるようなあいまいなものではなくて、やはり明確にしておいた方がいいと思います。

・会長

丁寧に表記をいたしておりますので、よくわかる内容です。

・C委員

真に人権尊重社会を目指していくために必要な、ここにマッチした人権施策基本方針が作られるのか、あるいは、実施が曖昧になっていくようなものになっていくのかというのは、将来そういう懸念材料が残るのです。そういう解釈でどうにもなってしまうようなことになってしまふのではなくて、やはりきちんと明確にしておいた方がいいと思います。最終的な方向性が明確にしておかないといけない。

・B委員

C委員さんが救済ということまで入れていることなのですけれども、県の条例でもそこら辺のことは難しい問題があるので、そこまでどうだろうかなという気はしていますけれども、これから課題になるのではないかなどと思っています。それから実態調査というのは必要なことで、その3項を見ると実態把握に努めていくものとするというふうに市の方が出しておられますので、だいたいこの第5条でいいのではないかなどと思っています。

・N委員

必要に応じてあるのですけれど、誰が必要に応じてやるのか。やはり明確に実態調査を行って、この条例に明記した方がいいと思います。

・H委員

お願いですが、G委員さんが持っておら学校教育の冊子を皆さんに配っていただけないでしょうか。学校教育でどういうふうに人権教育がされているのかというのは非常に大事じゃないかなと思うのですけれども。

・D委員

重ねて、定義の2条の2項とそれから人権施策の推進の5条。これは具体的な問題が2条で言ってありますけれども、5条でこういったことの実態調査なり把握をした上で基本方針を策定するとか、しなければならないとか、これに基づいて基本方針を定めるということをまず一つは謳って、それを推進するためにどうこうするとかそういったようなことにして、5条にまとめたらどうですか。言葉の定義のところではなくて。

・会長

定義の2項は、5条の方でいかしていくという意見でした。

・F委員

私は2条がいいと思います。なぜかと言うとこの条例ではどういう定義かということをきちっとしておく必要があると思います。併せてそこの定義ができれば、さっきの第5条では第2条に掲げた課題についてというのが表記もできるかなと思っていますから、私は2条の方にしっかりきちんと謳った方がいいかなと思いました。

・会長

そういう考え方もある。

・I委員

今の件なのですから、やはり私自身も、ここは差別問題、人権問題と挙がっていますけれども、言葉は別として、やはり2条でこの中身についての定義をきちんとするというのと、5条についても2条2項に掲げて関連づけていくことの方が、わかりやすいんじゃないかなと思いました。

・D委員

書き方で、どうも基本方針ありきみたいな言い方がしてあるし。この条例によって定めさせるという言い方のほうがいいのでは。

もう一つ基本方針の中に、先ほどありましたけれども必要に応じてということなんですけども。社会情勢の変化によって見直しをするとか基本方針を謳っているわけですからです。それから、そういうものを含めての必要に応じてだというふうに思います。

・C委員

それから、この実態把握、この前にも言ったんですけども、実態把握するという、どういう実態を把握の仕方もいろいろあるんで、そのあたりはどんなことを考えられるんですか？これは曖昧でどんな手法で実態を把握されるのかというのが、大事な視点だと思います。あまり曖昧にしておくと問題があつて、今までみたいに市民に幅広くアンケート調査というのもありますし、それから例えば団体の代表の人に意見を聞いてする把握もあるでしょうし、社会の中にある実態をより正確に把握するということは大事になるのではないかなど。把握の仕方というのが変わってくると思うんです。

・A委員

大事なことですけれども方法論だと思う、社会の時々の変化に応じて何か問題が起きたときに、その問題を掴む方法が違ってくると思うので、あまり限定してこういうやり方をしておきますよという、意識調査をしますよとか、なんとかの何らかの調査をしますよというふうにやらずに、問題が起きたときもそこでやっぱり、検討委員会でどういう調査方法が有効なのか。例えば自殺が起きたときも、その自殺問題の何らかの仮説を立てて、それで調査方法というのは決定されてくると思うんです。あまりこの段階で調査方法を限定してしまうとかえって時代の変化を捉えにくいのではないかと思います。

ただ、必要に応じてという、僕は何か足かせというか、定期的な、予算も当然出てくると、あまり安易な数字を出せないにしても、やはり状況の流れということでは、やっぱり定期的な足かせというのがなんかこう条文の中に入っていると、少しいいです。ただそのときにどんな調査をするのかは、そのときどきの課題で焦点を絞っていくというようなことなのかなかなと思います。

・G委員

社会的に変化てくるけども、今、県の統計で、携帯を持っている割合、1年生では何%に2年では何%と出ていて、高校では98%くらいです。我々の時代の頭の感覚ではないです。何がなんだか、もう夜、布団に入つとメールをしとるという話です。もうひどい現実がある。社会的な変化の中で詐欺、差別、それから人間関係がもう破壊されるとるという。

・会長

はい、まとめていきたいと思います。最後に事務局に伺いたいと思うんですが、定義のところで、ここに第2項がより具体的なわけです。それを第5条のほうに出していくがいいのか、あるいは今修正案が出されましたこの原案でいったほうがいいのか、それについての見解を一つ述べていただきませんか。

・事務局

なるべく検討させていただきたいと思います。私自身はやっぱり5条の方がいいという感じはします。具体的にどうこうということじゃないんですけど。こだわっているわけではないです。

定義と条項になりますと、用語の意味とかそういったことを位置づけるのが定義になると思いますけども、法制係に確認をします。そういうたった用語の定義をするのが目的なのか、あるいは絞ったものに位置づけてするべきなのは、それはどっちのほうがいいのか確認し、お示ししたいと思います。

・C委員

それから会長さんもう一つハンセン病の問題で、固有名詞でハンセン病という位置づけとなっていますけれども、例えばハンセン病、そのほかの病気に関わるとかというかたちにしてもらったほうがいいんじゃないかなと。さっき在日の問題を言われましたけれども、やっぱりほかの、確かにエイズとかいろんな病気に関わる偏見がありますけども、ただこの歴史性というものを、曖昧にしてしまって、特別にしてしまうっていうことには、私はちょっと抵抗があります。私は部落問題でもそうだと思うんです。でも、あまり一緒に同列に全てしてしまうということは、私は賛成ではないと思います。やっぱり丁寧に本質をはっきりしておきたいです。

・会長

事務局のほうで、構成を調整してみてください。その他、なければ、時間が参っておりますので、本日の審議はこれで終了いたします。